

## 浜松医科大学研究データポリシー解説

### (趣旨)

- 1 浜松医科大学（以下「本学」という。）は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的として掲げ、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命として定めている。その実現のため、本学の研究活動の過程で生成される研究データを管理・保存し、社会へ公開し利活用を図り、本学の発展はもとより、豊かな未来社会の実現に貢献することをめざす。  
以上の理念のもと、本学における研究データポリシーを以下のとおり定める。

- 1 本ポリシーは、本学の目的及び使命の下に、本学における研究データの基本的な取扱いに関する方針を示すものである。

### (研究データの定義)

- 2 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動を通じて収集もしくは生成されたデータをいう。

- 2-1 研究データとは、研究活動の過程において、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析あるいは加工して作成したデータやそれらのデータを説明する資料も含まれる。形態としては、数値、画像、テキストなど、あらゆる形態が含まれる。なお、媒体はデジタル、非デジタルを問わない。

### (対象の例示)

- |            |           |              |
|------------|-----------|--------------|
| ・観測データ     | ・実験データ    | ・調査データ       |
| ・研究ノート     | ・音声、写真、動画 | ・標本          |
| ・メディアコンテンツ | ・プログラム    | ・統計的なデータファイル |

- 2-2 本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究や施設・設備の利用等により、本学において行った研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。ただし、どの範囲までを本ポリシーの適用範囲とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なるため、他機関所属の研究者と協議し、研究データの管理者を定めた上で、当該管理者が決定することとする。  
なお、学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは対象としない。

2-3 研究者が以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、その管理者である場合は、本ポリシーの対象となる。

(研究データの保存・管理、公開)

3 本学において研究に携わる者は、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守し、各学問領域において要求される倫理や規範に従い、研究データを適切に保存・管理し、可能な限り公開し利活用に努める。ただし、第三者の権利及び法的利益を害する場合はこの限りではない。

3-1 本ポリシーにおける研究に携わる者とは、本学の役員、教職員、学生、その他本学と雇用されていない者であっても、本学において研究活動を実施する全ての者をいう。

3-2 本ポリシーを制約する学内諸規則等は、次のようなものがあげられる。

- ・ 国立大学法人浜松医科大学における研究者等の行動規範
- ・ 国立大学法人浜松医科大学研究公正規程
- ・ 国立大学法人浜松医科大学研究データ等の保存期間に関する細則
- ・ 浜松医科大学オープンアクセスポリシー

3-3 研究データは、公開すべきデータと非公開・保護すべきデータとを適切に区別し、管理する必要があるが、特段の定め等がある場合を除き、原則として研究者の判断を尊重し、これらを本学が一方的に定めることはない。研究者は、研究成果の透明性や公正性の確保のため、また社会、行政等広範な領域での利活用をする観点から、できる範囲でデータを共有・公開に努める。また、公開したデータは研究者の判断において非公開にすることができる。

3-4 研究データ管理者は、研究プロジェクトの終了あるいは退職等により本学で研究活動を行わなくなった場合、関係者と協議の上、研究データ管理権限の委譲又は保管について決定をしなければならない。

(本学の役割)

4 本学は、研究データの保存・管理並びに公開及び利活用について研究に携わる者を支援する環境を供する。

4 本学は、研究に携わる者に次の支援を提供できるように取り組む。

- (1) 研究データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
- (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。

- (4) 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
- (5) 研究データに関する契約、法務等を支援する。
- (6) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
- (7) 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

(その他)

5 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 データ管理のあり方には、社会情勢等の状況に応じて、変化が生じることが予想されるため、本ポリシーについても適宜見直しが必要となることを明示した。